

睦沢町スクールバス運行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、睦沢町スクールバス（以下「スクールバス」という。）の運行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 スクールバスを利用できる者は、通学距離がおおむね3キロメートル以上の児童とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認めた者は、スクールバスを利用できる。

(運行経路等)

第3条 スクールバスの運行時刻、運行経路及び乗降場については、校長と協議し、教育長が定めるものとする。

(利用の手続)

第4条 スクールバスを利用しようとする児童の保護者（以下「保護者」という。）は、スクールバスを利用しようとする年度の前年度の1月末日までに、睦沢町スクールバス利用申請書（様式第1号）を当該児童が在籍する学校の校長（就学前にあつてはこども園の園長）を経由して教育長に提出しなければならない。ただし、当該児童の転入等やむを得ない場合は、この限りでない。

2 教育長は、前項に規定する申請があつた場合は、内容を審査し、承認したときは、睦沢町スクールバス利用許可通知書（様式第2号）により保護者に通知するものとする。

(経費の負担)

第5条 スクールバスの運行に要する経費は、町が全額を負担するものとする。

(利用者の義務)

第6条 スクールバスを利用する児童は、スクールバス運転手の指示及び校長が定める事項に従い、安全運行に協力しなければならない。

(業務の委託)

第7条 町は、スクールバスの運行に係る業務について、これを委託して行うことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条に規定する利用の手続その他必要な準備行為は、この要綱の施行前においても、行うことができる。

睦沢町スクールバス利用申請書

年 月 日

睦沢町教育委員会教育長 様

住 所

保護者氏名



睦沢町スクールバスを利用したく、次のとおり申請します。

利 用 者	学 年 (年度)		性 別	
	氏 名			
乗 降 場		通学距離 (※1)		km
備 考 (※2)				

※1 通学距離は、自宅から学校までの片道の距離を記載してください。

※2 特記すべき事項がある場合は、備考に記載してください。

睦沢町スクールバスの利用に当たっては、次のとおり承諾します。

- 1 教育委員会、学校の職員及びスクールバス運転手の指示に従い、車内の秩序を守り、安全運行に協力します。
- 2 故意又は重大な過失によって車両その他の町財産に損害を与えた場合、弁償します。
- 3 万一の事故が生じた場合は、加入している保険の限度額での補償を受け入れます。